

一般賃貸住宅の家賃等の支払いに関する特別措置について

令和4年3月30日

神奈川県住宅供給公社では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響により、一時的に家賃及び共益費（以下「家賃等」という。）の支払いが困難になったご契約者に対し、下記のとおり支払期限を延長（一定期間支払猶予）する特別措置を実施することとしましたので、お知らせいたします。

1 特別措置の内容

(1) 対象期間

令和4年4月分から令和5年3月分までの家賃等（最大3箇月分）

(2) 延長期限

令和4年4月分から令和5年3月分まで

この特別措置は支払期限の延長であり、家賃等の免除ではありませんのでご注意ください。

2 対象となるご契約者等

(1) 対象となるご契約者

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響により、家賃等の支払いが困難になったご契約者、または困難になることが見込まれるご契約者（個人・法人ともに）。

(2) 対象となる契約

一般賃貸住宅の賃貸借契約

(3) 支払期限延長の対象となる家賃等

令和4年4月分から令和5年3月分までの家賃等

※ただし、株式会社アプラスによる家賃等立替払い制度をご利用の場合、5月分以降の家賃等が対象となります。

(4) 受付開始日

令和4年4月1日（金）から受付を開始します。

3 手続き・流れ

- ① 特別措置の適用を希望する方は、下記窓口までお問合せください。
- ② 公社担当者と支払猶予期間やその後の支払計画についてご相談いただき、支払計画を作成します。
- ③ 支払計画を記載した「願い出書」及び願い出にあたっての注意事項をご自宅に郵送しますので、内容をご確認いただき、記名押印のうえご返送ください。
- ④ 「願い出書」が公社に到着後、記名押印等を確認し、支払期限の延長を決定します。
- ⑤ 「願い出書」の写し（お客様控え）と、支払いに関する注意事項をご自宅に郵送します。
- ⑥ 支払計画に従いお支払いください。

4 ご注意事項

- ・特別措置を利用中の方はお申込みいただけません。
- ・願い出書に同封する「注意事項」をご確認のうえお申込みください。
- ・猶予期間経過後は、お支払いに関する「注意事項」に従い、計画どおりお支払いください。お支払いいただけない場合、滞納扱いとなりますのでご注意ください。
- ・お支払い期間中に退去等のご事情が生じた場合、ご退去時に未払い額を一括してお支払いください。

お問合せ、ご相談は

賃貸事業部 債権管理課 電話：045-651-1955（平日9時～17時）